

令和3年(ラ)第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

上申書

今後の主張立証予定について

令和4年4月14日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人ら代理人弁護士 胡 田



同弁護士 河 合 弘 之



抗告人らは、以下のとおり、今後の主張立証を予定しているため、本年5月末をもって審理を終結することはできず、充実した審理のためには、本書提出時点から少なくとも3カ月以上は要すると考えている。

「今後予定する主張立証項目」

1 原審における争点一覧表に係る主張

原審は、多くの重要な争点に対する判断を回避しているため、改めて原審が判断を回避した争点を一覧表によって整理し、各争点について遺漏なく明確かつ正しい判断を求める必要がある。

2 181ガルを超えた観測地点の分布に係る主張

3 相手方の抗告審答弁書（令和4年3月4日付）に対する反論

4 松田式等の不合理性に関する主張

当該主張は、伊方原発の再稼働時期を踏まえた早期決定のために、原審において裁判所から撤回を促され、抗告人が早期判断のためにあえて撤回した主張である。現時点で伊方原発はすでに再稼働しており、抗告人において当該主張を撤回したままにしておく必要性は存しない。

5 650ガル未満の地震動による危険に関する主張

原審は「債権者らは650ガル未満の地震動によって危険が生じることを主張していないため、本件の争点は650ガルを超える地震動が到来する具体的危険性の問題に収れんされる」旨述べている。

抗告人（原審債権者）は、原審裁判所がかかる判断枠組みをとることは予想できず、争点を少なくして早期の判断を求めた。

しかし、抗告審裁判所が原審のような争点設定及び判断枠組みをとる可能性が否定できない、すなわち、抗告審が伊方最高裁判決が説示した立証命題を立証命題とすることを明示しない以上、650ガル未満の地震動による危険に係る主給水ポンプ等の問題を争点化する必要がある。

6 南海トラフ地震に関する主張

抗告審裁判所が原審のような争点設定及び判断枠組みをとる可能性が否定できない以上、原審のような争点設定及び判断枠組みを踏まえたうえで、南海トラフ地震が迫ってきており、南海トラフ地震で650ガルを超える地震動が到来すること等の主張立証を行う必要がある。

る。

また、南海トラフ地震の強震動生成域を伊方原発敷地の直下に置いた場合、地震動が最大限181ガルにとどまるという想定に対する専門家の見解を用いた立証も行う必要がある。

なお、当該主張立証においては、強震動学などの専門家の協力及び意見書の作成が必要となるところ、当該専門家の意見書等の提出には相応の時間を要することを付言しておく。

7 電離放射線被曝の危険に関する主張

原審では早期の判断を求めため争点化せずに意見書として提出した内容を主張として整理し、争点化したうえで判断を求める。

8 ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた戦争行為による原発事故に起因する人格権侵害の具体的危険に関する主張

原審決定後の令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻は、原発が戦争などの武力攻撃の標的になること、及び、原発が武力攻撃に対して無力であるという事実を示した。当該新事情を踏まえ、他国等による武力攻撃によって過酷事故が発生し、放射性物質が大量放出されることによって周辺住民が被ばくするという人格権侵害の具体的危険性について、新たに主張立証を行う必要がある。

以上